

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市東山区今熊野宝蔵町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	今熊野橋補修（その6）工事（桁製作工）				
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで				
事業課(所)名	橋りょう健全推進課	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

今熊野橋				橋	1
桁製作工	t	24.2	鋳造費	個	12
工場塗装工	m2	437	輸送工	式	1

施工理由

本事業は「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、今熊野橋について、老朽化修繕及び耐震補強を目的として橋りょうの架替を行い、通行機能の確保と橋りょうの健全化を図るものである。  
本工事は令和8年度に予定している上部工架設（STEP5）に向け、工場において桁等を製作するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年3月	
歩掛適用年月	2026年3月	
基準適用年月	2026年3月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	08:鋼橋架設工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

## 見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
工場製作工	桁製作工	鋼・コンクリート合成床版橋	SM490YA, 質量キースト及び規格キースト含む		t	1,049,000	管理費区分5	
		摩擦接合用高力ボルト	F8T_M22×75		組	291	管理費区分5	
		摩擦接合用高力ボルト	F8TG_M22×70(キット付)		組	1,200	管理費区分5	
	鑄造費	大型ゴム支承	支承規格:可動ゴム支承装置 (φ205×43)		個	631,000	管理費区分5	
		大型ゴム支承	支承規格:固定ゴム支承装置 (F250-95)		個	618,000	管理費区分5	
	工場塗装工	コンクリート接触面	防食仕様(3)	防食下地	m2	1,080	管理費区分2	防食仕様における「防食下地」とそれに係る経費 ※2次素地調整は同細別内に別途計上
		金属溶射+ふっ素塗装	防食仕様(1)	素地調整、金属溶射 及び封孔処理	m2	38,930	管理費区分2	防食仕様における「素地調整、金属溶射及び封孔 処理」とそれに係る経費 ※中塗、上塗は同細別内に別途計上
		金属溶射+ふっ素塗装	防食仕様(1)'	素地調整、金属溶射 及び封孔処理	m2	38,930	管理費区分2	防食仕様における「素地調整、金属溶射及び封孔 処理」とそれに係る経費 ※下塗、中塗、上塗は同細別内に別途計上
		金属溶射(摩擦面)	防食仕様(7)		m2	38,930	管理費区分2	防食仕様における「素地調整、金属溶射及び封孔 処理」とそれに係る経費

# 設計内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修 (その6) 工事 (桁製作工)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 鋼橋上部	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鋼橋上部		式	1				
工場製作工		式	1				
桁製作工		式	1				
鋼・コンクリート合成床版橋	SM490YA, 質量キスラ及び規格キスラ含む	t	24.2				
摩擦接合用高力ボルト (現場締付用)	F8T_M22×75	組	360				
摩擦接合用高力ボルト (現場締付用)	F8TG_M22×70(Kナット付)	組	570				
摩擦接合用高力ボルト (現場締付用)	S10T_M22×55	組	36				
摩擦接合用高力ボルト (現場締付用)	S10T_M22×65	組	36				
摩擦接合用高力ボルト (現場締付用)	S10T_M22×75	組	378				
摩擦接合用高力ボルト (現場締付用)	S10T_M22×85	組	108				
鋳造費		式	1				
大型コム支承	支承規格:可動コム支承装置(φ205×43)	個	6				
大型コム支承	支承規格:固定コム支承装置(F250-95)	個	6				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修 (その6) 工事 (桁製作工)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 鋼橋上部	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工場塗装工		式	1				
一般内面塗装	防食仕様(2)	m2	160				
一般内面現場継手部塗装	防食仕様(5)	m2	8				
コンクリート接触面	防食仕様(3)	m2	110				
添接板摩擦面	防食仕様(6)(8)(9)	m2	50				
金属溶射+ふっ素塗装	防食仕様(1)	m2	85				
金属溶射+ふっ素塗装	防食仕様(1)'	m2	13				
金属溶射(摩擦面)	防食仕様(7)	m2	11				
工場純工事費		式	1				
工場管理費		式	1				
(工場製作原価)		式	1				
鋼橋上部		式	1				
工場製品輸送工		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	今熊野橋補修 (その6) 工事 (桁製作工)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 鋼橋上部	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
輸送工		式	1				
輸送	運搬距離:L=100km	t	24.7				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
(現場原価)		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 今熊野橋補修（その6）工事（桁製作工）

工事場所 京都市東山区今熊野宝蔵町他 地内

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

#### 第2条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

#### 第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

### 2 現場条件に関する事項

#### 第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本橋は、JR 東海道本線を跨ぐ橋りょうであり、現状の桁下空間を維持する必要があることから、桁高を抑えることが可能な合成床版橋を採用している。また、本橋が幹線道路である東大路通に位置していることから、交通への影響を考慮し、橋りょうを3分割し、3つのステップに分けて架替工事を進めており、本工事は2ステップ目の桁及び支承を製作するものである。1ステップ目ではリバーブリッジで桁製作を実施しており、本工事で製作する桁は1ステップ目に製

作した桁に接合する必要があることから、1ステップ目と同様にリバーブリッジで製作する必要がある。

- 2 本工事で製作した桁は、「今熊野橋補修（その5）工事」で地組工を実施し、その後、JR西日本への委託工事において架設を行う。地組工は「今熊野橋補修（その5）工事」の作業ヤードである横大路ヤードで実施するため、本工事において製作した桁は横大路ヤードに搬入すること。なお、ヤードへの搬入時期等については、監督員と協議のうえ、JR西日本委託工事及び「今熊野橋補修（その5）工事」の施工業者と調整を行うこと。

※横大路ヤード：京都市伏見区横大路朱雀地内

- 3 吊りピースの設置箇所や側面足場用の加工についても、監督員と協議のうえ、JR西日本委託工事及び「今熊野橋補修（その5）工事」の施工業者と調整を図ること。なお、調整の結果、設計内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。
- 4 その他、円滑な架設工の実施に向け、製作段階で対応すべき事項が生じた場合は協力することとし、必要に応じて施工調整会議にも参加すること。
- 5 工場製作のみが行われている期間において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができ、監理技術者又は主任技術者の専任を要しない。

## 第2条（工程）

第1条第2項に記載しているJR西日本への委託工事で実施する桁架設は令和9年1月に実施予定である。JR西日本委託工事及び今熊野橋補修（その5）工事の施工業者と調整を図り、事業工程に遅れが生じないように製作し、納品を行うこと。

## 3 監督職員の確認に関する事項

### 第1条（工場等派遣中間検査）

- 1 次表の資材・製品について、工場等派遣中間検査を行うものとする。

資材・製品
鋼・コンクリート合成床版橋
大型ゴム支承

- 2 当検査に要する費用は受注者の負担とする。ただし、監督の派遣に要する費用は除くものとする。
- 3 当検査は、検査対象の資材・製品を現場に搬入する前に行うものとする。
- 4 当検査の検査項目、実施方法は、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。

### 第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

### 第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
桁製作工	鋼・コンクリート合成床版橋	仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く) ※工場等派遣中間検査と同時期の場合は兼ねることができる

## 4 その他事項

### 第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の2ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

### 第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

### 第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

#### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

## 2 実施内容

### (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

### (2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

### (3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

### (4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

## 第4条（ウィークリースタンスの実施）

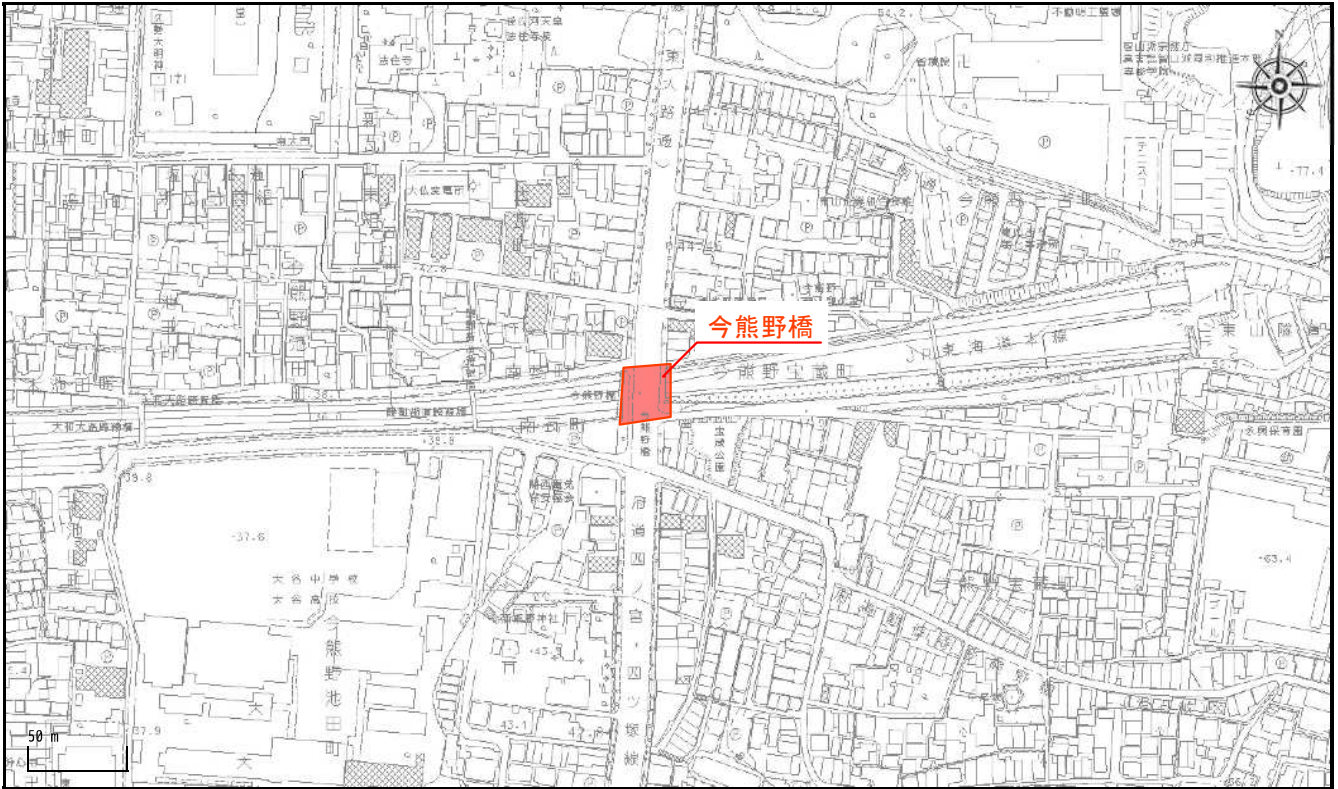
本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

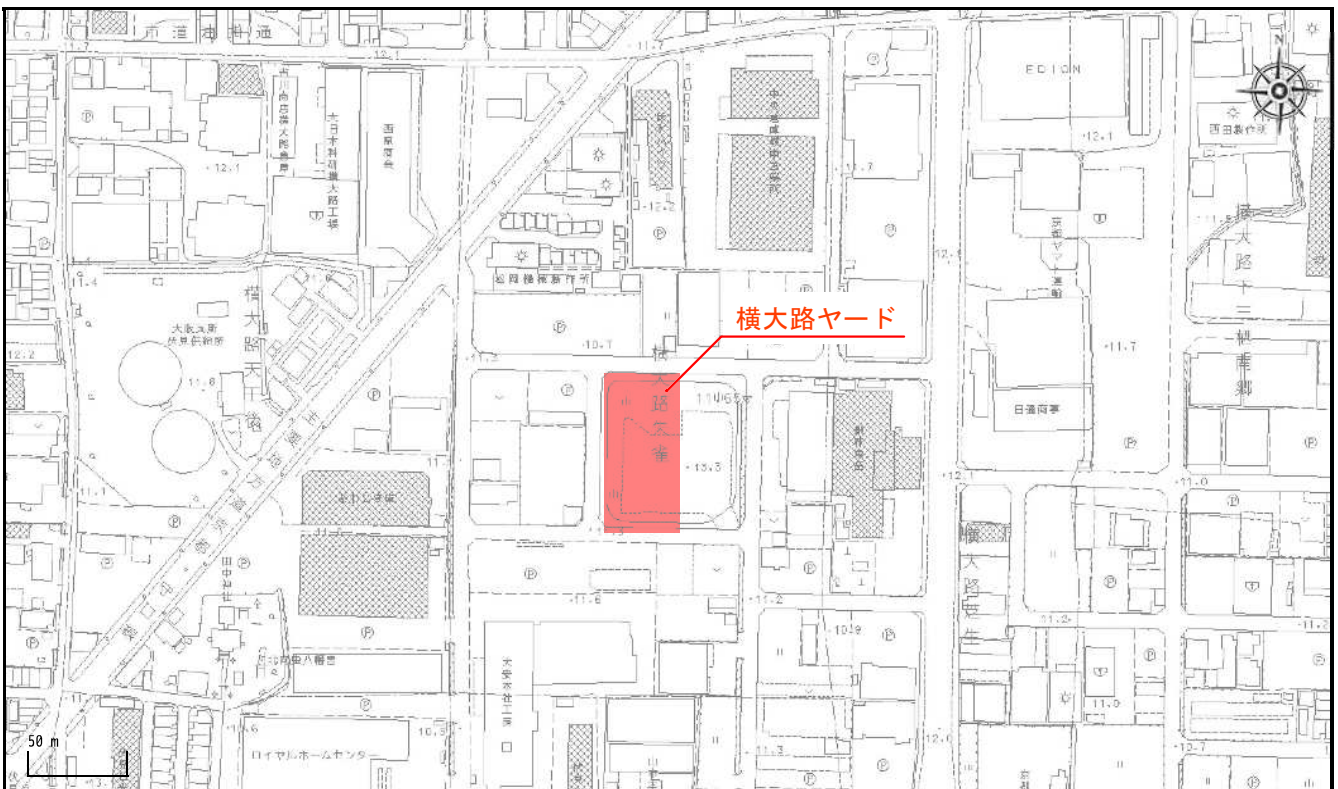
- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

# 位置図



【今熊野橋】  
京都市東山区今熊野宝蔵町他地内



【横大路ヤード】  
京都市伏見区横大路朱雀地内